市有地処分の媒介に関する業務運営要綱

　市有地処分に伴う媒介の業務については、市有地処分の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）及びこの市有地処分の媒介に関する業務運営要綱（以下「運営要綱」という。）の定めるところによる。

（目的）

第１条　この運営要綱は、協定書第１３条の規定に基づき、市有地処分の媒介に関する手続き

　等を定め、業務の適正かつ円滑な遂行に資することを目的とする。

（市有地処分の媒介依頼等）

第２条　横浜市（以下「甲」という。）は、協定書第４条第１項の規定による市有地処分の媒介

　を依頼するときは、市有地媒介依頼書（別記様式第１号）を

　（以下「乙」という。）に提出することにより行う。

（資料等の配布場所）

第３条　協定書第５条の規定による「甲の指定する場所」は、前条の依頼書により乙に通知す

　るものとする。

（市有地処分の中止等）

第４条　甲は、協定書第６条第４項の規定により市有地処分の媒介を中断し、又は中止させる

　場合には、市有地処分の媒介依頼の中断及び中止通知書（別記様式第２号）を乙に提出する

　ものとする。

（媒介契約書）

第５条　協定書第７条による媒介契約は、市有地処分の媒介に関する契約書（別記様式第３号）

　によるものとする。

（市有地処分の媒介）

第６条　媒介業者は、協定書第８条第１項の規定により購入者の紹介を行う場合は、市有地処

　分の媒介申請書（別記様式第４号）及び市有地買受申請書（別記様式第５号）を甲の事務執

　行窓口に直接提出し、甲の受付承認を受けることとする。同一の市有地処分に対して、複数

　の媒介業者からの提出があった場合は、甲は、最も早く受け付けた購入者と土地売買契約を

　締結するものとする。

２　媒介業者は、市有地媒介申請書の提出後においてその媒介を中止する場合は、協定書第８

　条第２項の規定により市有地処分の媒介申請取下書（別記様式第６号）及び市有地買受申請

　取下書（別記様式第７号）を甲に提出するものとする。

（協議事項）

第７条　この運営要綱に定めのない事項については、甲が乙と協議して定める。

　付則

　　この運営要綱は、　　　　年　　月　　日から施行する。